

## 平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 国庫補助金等により造成された基金の見直しについて

国庫補助金等の交付により法人等に設置造成された基金の保有額の合計は、平成25年3月末時点で2兆6,155億円となっており、20年4月時点の1兆592億円に比べ倍増している。基金保有額の水準等については、18年に閣議決定された「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」において、少なくとも5年に1回は見直すこととされたが、23年度に見直しを実施したのは、経済産業省のみであった。会計検査院は、所管府省が行うべき上記基準による見直しが十分に行われておらず、一部の基金において、使用見込みのない額の滞留が見られるとしている。

政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況等を踏まえた実効性ある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置すべきである。

### 2 独立行政法人における保有資産の規模の見直し等について

本委員会の要請に基づき、会計検査院が独立行政法人における保有資産の状況や不要財産の認定状況等について検査したところ、9法人において事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態や、平成23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舍が11法人において727戸あるなどの事態が明らかになった。また、23年度までに各法人が国庫納付した不要財産は8,685億円で、このうちの大半は政府から指摘された事項であり、各法人が独自に認定した不要財産に係る国庫納付額は57億円にとどまっていた。

政府は、各法人が保有する資産の状況について一層の実態把握に努めるとともに、将来にわたり必要がないと認められる保有資産は、速やかに国庫納付させるほか、保有資産の必要性についての見直しを各法人が継続的に行うよう指導を徹底すべき

である。

### 3 東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消について

東日本大震災により甚大な被害を受けた、岩手、宮城及び福島の前北3県の被災市町村では職員不足が常態化している。総務省によると、被災市町村からは1,475人の職員派遣要請がなされているが、平成26年4月時点で実際に派遣等により補充された職員は1,106人とどまり、369人が不足している状態となっている。被災市町村における職員不足は復興事業や復興予算の執行の遅れにつながるほか、職員への業務集中を招き、当該職員の心身不調の要因ともなっている。

政府は、事業の遅れが許されない被災地の現状を踏まえ、職員不足の解消が進まない原因を調査し、専門性を有した退職公務員や中途採用者の活用等の職員確保策を検討するとともに、被災市町村で勤務する職員のカウンセリングや健康管理に関する支援を実施すべきである。

### 4 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける日常スポーツ活動助成事業の不適切な運用について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、スポーツ選手及び指導者が行う日常スポーツ活動等に対して助成金を交付している。公益財団法人全日本柔道連盟に所属する指導者等への助成金の交付をめぐることは、助成対象外の指導者等へ助成金が交付されていたこと、助成額の審査に必要な活動経費等の証拠書類が保存されていなかったことなどの不適切な運用が、会計検査院に指摘された。

政府は、日常スポーツ活動助成金の交付の適正性を確保するため、同センターに対し、助成金交付対象の明確化や証拠書類の保存義務の周知徹底を指導するとともに、助成金の交付に関わるスポーツ団体に対し、組織のガバナンス強化を指導すべきである。

### 5 厚生労働省の研究機関等における重要物品の不適切な管理について

厚生労働省の国立感染症研究所等3機関において、50万円以上の機械及び器具である重要物品が物品管理簿に記録されているにもかかわらず、その所在が確認できない事態や、国立医薬品食品衛生研究所等4機関において、研究者が科学研究費

補助金により購入した設備備品が研究機関に寄附されていない事態など、2,535物品54億2,611万円分が適切に管理されていない状況が明らかとなった。

政府は、重要物品の数量及び価格が国の決算と一体を成すことを重く受け止め、各機関及び当該機関の研究者に対し、重要物品の適正な管理等の重要性及び科学研究費補助金により購入した設備備品の適切な寄附手続について周知を徹底し、物品管理法等に基づき物品を適正に管理させるべきである。

## 6 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設の利活用の適正化について

平成18年度から23年度までに、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された25都道府県の326の地域密着型介護施設について、会計検査院が利用状況を検査したところ、8施設が全く利用されておらず、247施設で利用率が50%を下回るなど、全体の約8割に当たる施設の利用が低調となっており、43億3,705万円を投じた施設整備交付金の事業効果が十分発現していない状況が明らかとなった。

政府は、高齢化が急速に進展し、介護費用が大幅に増加している現状を十分認識し、施設整備交付金の交付決定に当たっては、地域密着型介護施設が適切かつ効率的に配置され、地域住民の意向を十分に踏まえたサービスが提供されるよう、的確な介護需要予測を含む申請の審査を適切に行うべきである。また、施設整備後は、市町村に対し、定期的に利用状況のフォローアップを行う仕組みを構築させるなどして、地域の実情に見合った適正な利用状況となるよう指導すべきである。

## 7 貿易再保険特別会計における政府開発援助の債権放棄による損失額の処理方策について

貿易再保険特別会計における政府開発援助（ODA）の債権放棄による損失額は9,066億円に上るが、そのうち、一般会計でいかなる金額を負担するかは、特別会計法等に明文規定がなく、毎年の財政状況に応じて一般会計から同特別会計に繰り入れが行われており、平成24年度決算までに累計で約2,500億円が繰り入れられている。しかし、貿易保険は輸出入業者が加入する保険であり、その損失を一般会計すなわち国民一般がどのように負担すべきかは慎重に検討される必要がある。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成28年度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することが閣議決定されていることに鑑み、ODAの債権放棄による損失額9,066億円については、一般会計で今後更なる過大な負担が生じないように検討するとともに説明責任を果たすべきである。

#### 8 独立行政法人都市再生機構の組織及び業務の見直しについて

独立行政法人都市再生機構は、同機構設立以降の決算検査報告において、毎年度指摘を受けている。平成23年度決算検査報告においては、ニュータウン整備事業における多数の長期未処分地等に関する指摘を受けており、事業の効率性、資産の有効活用等に関して改善が求められた。さらに、同機構については、高額賃貸住宅事業における民間事業者との競合や12.7兆円に上る多額の有利子負債についても問題視されている。

政府は、都市再生機構に対し、同機構の実施すべき業務を明確にさせるとともに、ニュータウン整備事業における長期未処分地の迅速な整理等を行わせる必要がある。併せて、多額の有利子負債等をより効率的に削減し、国民負担が生じることがないようにするための対策を講ずるとともに、賃貸住宅入居者の居住の安定を図りながら、同機構の組織及び業務を抜本的に見直すべきである。

#### 9 東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策について

東日本大震災からの早期復興が求められている中、岩手、宮城及び福島県の東北3県における復興関連事業において、応札者がいないこと、入札価格が予定価格を上回ることなどが原因の入札不調が発生している。平成24年度決算検査報告では、東北3県における23年10月から24年9月までの入札不調の発生率が21.1%となっている。また、26年2月の復興加速化会議では、25年4月から同年12月までの東北3県、仙台市及び東北地方整備局の一般土木等工事の入札不調の発生率が21%から41%となり、依然として震災前の2%よりも大幅に高くなっていることが報告されている。

政府は、被災地の復興関連事業において、震災前の建設事業者数、技術者数、資材量等で対処可能な量を上回る工事が集中的に発注されている現状を踏まえ、入札

不調による事業の遅延を防止するために、不足する人材の確保及び育成、建設資材の高騰防止等、より一層の措置を速やかに講ずべきである。また、全国的な公共事業の増加や東京五輪関連事業の実施が復興関連事業の進捗を遅らせることがないよう、最善を尽くすべきである。

#### 10 洪水ハザードマップ等の有効活用による防災・減災対策について

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の水深や避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等の作成事業について、131市町村で記載すべき情報に不備があるなどしたため、8億9,811万円が有効活用されていないことが、会計検査院の指摘により明らかとなった。また、土砂災害危険箇所の情報等を住民と都道府県とが相互に通報できる土砂災害情報相互通報システム整備事業について、故障した機器を修理していなかったなどのため、15府県において住民と自治体との情報提供が相互に行われず、29億6,513万円が有効活用されていない状態となっていたことも明らかとなった。

政府は、市町村が作成する洪水ハザードマップ等に必要な情報が記載され、また、土砂災害情報相互通報システムが常時機能するよう、地方自治体への支援及び助言を行うとともに、改善状況をフォローアップすべきである。さらに、会計検査院よりハザードマップの作成等に関し、関係法令の周知徹底、関係機関との情報共有及び連携を図るよう度重なる指摘を受けていることを十分に認識し、防災・減災対策の効率的な実施に努めるべきである。

#### 11 有償援助による役務の調達に係る受領検査及び前払金の精算の速やかな実施等について

防衛省は、米国政府から有償援助により防衛装備品及び役務の調達（FMS調達）を行っており、日米間の合意書に合わせて米国政府に前払金を支払い、実際の費用が前払金より少なかった場合は差額の精算をしている。平成24年度決算検査報告によると、防衛省の装備施設本部が行った調達（FMS中央調達）における未精算額全体は、24年度末時点で2,282億円と多額に上る状況にあること、また、平成元年度から24年度までの間に行ったFMS中央調達のうち、24年度末で役務の給付が完了している契約について、精算の前提となる受領検査が実施されず、517億円

の前払金が未精算となっていたことが明らかになった。

政府は、今後も多額の前払金の支払いが見込まれるFMS調達において、役務給付の完了時における部隊等から支出負担行為担当官への通知等の手続を徹底し、受領検査を速やかに実施するとともに、米国政府と一層緊密に協議を行うなどにより、未精算額の減少を図るべきである。